

公益信託の認可に関する審査基準について

令和 8 年 3 月 1 6 日
秋 田 県

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条、第 1 2 条及び附則第 4 条の認可に当たっては、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和 7 年 1 2 月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 2 0 年 4 月内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を含む。）を行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 5 条第 1 項の審査基準とする。

秋田県公益認定等委員会における公益信託の認可に関する運用について

令和 8 年 3 月 2 4 日
秋田県公益認定等委員会決定

公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 3 0 号）第 6 条、第 1 2 条及び附則第 4 条の認可に関する運用は、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（令和 7 年 1 2 月内閣府公益認定等委員会・内閣府公益法人行政担当室。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成 2 0 年 4 月内閣府公益認定等委員会・内閣府大臣官房公益法人行政担当室）を含む。）によるものとする。